

# 令和3年度 部活動指導方針

京都市立梅津中学校

- 目的**
- ・文化的諸活動、身体的活動を通じて、生徒の心身の健全な発達をめざす。
  - ・生徒指導部の重要な柱として位置付け、できるだけ多くの生徒を所属させ、全教職員で指導にあたる。
  - ・「心（規範意識）・技（技術）・体（体力）」の向上をめざす

## [部活動規定]

- (1) 部定義 : 3年間の継続活動を原則とする集団である。
- (2) 部の成立条件 : ① 原則部活動に必要な部員がいること。  
② 顧問が存在すること。  
③ 活動場所が確保できること。  
※いずれかでも満たさない場合は休部又は廃部とする。
- (3) 入部 : できるだけ全校生徒をいずれかの部に本人の希望を尊重した上で入部させる。  
※保護者・担任・顧問の承認を得ることが必要。
- (4) 転退部 : 生徒指導上特別な場合以外は、転退部することは可。ただし、転退部については顧問が部員に十分な指導をし、保護者・担任と連絡をとりながら、状況に応じて認めていく。
- (5) 顧問 : ①顧問は、校長からの原案を基に準備委員会に於いて検討し、職員会議にて委嘱される。部活動指導員についても同様である。  
②部の新設を希望する場合は、準備委員会に於いて検討し、最終判断は校長とする。  
③運動部の顧問は、複数の人数を原則とする。
- ◇早朝練習や土日・祝日、休業日の練習の場合、顧問は少なくとも活動開始の10分前には活動場所に行き、活動の準備等をする。また、活動終了後も、下校指導をし、後片付けの確認をする。
- ◇活動終了時刻を守り、各顧問は責任を持って下校指導を行う。下校時間を超過した部は、係の判断で活動停止などの措置を検討し、実施する。
- (6) 部活動係 : 他の分掌と同様、新年度の職員会議で決定する。
- (7) 部長・キャプテン : 原則として、部員の互選で選出。顧問が承認して決定する。  
ただし、場合によっては顧問が任命してもよい。
- (8) 服装  
◇活動後は顧問の認める練習着で下校してもよいが、色のついた練習着を着用したまま授業を受けてはならない。
- ◇土日・祝日、休業日の登校、午前中授業等の再登校は顧問の認める練習着で登校してもよい。  
(授業日の早朝練習は標準服で登校すること)
- (9) 部活動時間 : **通常時間は、17：15まで活動可。17：30完全下校  
冬時間は、17：00まで活動可。17：15完全下校**  
但し、疾病の流行やその他の理由で活動時間を制限（短縮）することがある。

- ◇ 考査期間中（最終日は除く）および1週間前からは原則として活動を休止する。
  - ◇ 早朝練習は、7：30～8：15の範囲の中、顧問の直接指導の下で活動できる。
  - ◇ 土日・祝日、休業日等の活動は顧問の直接指導が必要。
  - ◇ 顧問が休みの場合は活動できない。ただし、校務等でない場合は代替可。代替を行う場合は、部活動係に必ず報告する。
- ◇ **長期休業中の活動は9:00～16:45とする。登校は8:45以降、完全下校は17:00。**
- ただし、練習試合等により早く集合する場合は、顧問の指導の下で活動する。
- ◇ テスト期間あるいはその直後に公式戦、または中体連・各協会主催の大会がある場合は、テスト1週間前でも全教職員の承認の下で部活動指導（1時間程度）をすることができる。

- (10) 校外指導（対外試合・合宿等）：顧問が引率し直接指導を行う。校区内で集合・解散する。
- ◇ 対外試合等で部員が問題行動を起こした場合は、顧問が生徒指導主任、補導主任に速やかに報告し、対処と指導にあたる。場合によっては職員会議にかけ、対応を決定する。（部活動停止3日、奉仕活動など）
  - ◇ 校外で活動する際に交通費が必要な場合は、1週間前までに生徒、保護者へ連絡する。
  - ◇ 合宿などの宿泊を伴う校外活動を行う場合は、実施要項を職員会議に提出する。また、1ヶ月前までに生徒、保護者へ連絡する。
  - ◇ 校外で活動する場合、宿泊を伴う場合は2週間前までに、宿泊を伴わない場合は1週間前までに校外活動届を管理職に提出する。
  - ◇ 平日に校外で活動する場合は、事前に係と管理職に確認をとり、2名以上の引率により活動することができる。

(11) その他

- ◇ 活動は、部活動ガイドラインに準ずる。
- ◇ 部費としては、月額200円まで徴収できる。徴収する場合は、必ず会計報告を保護者に出すこと。
- ◇ 先輩（卒業生）の指導は顧問の許可した下で受ける。
- ◇ 部員の活動状況は、必要に応じて顧問から担任に報告する。
- ◇ 生徒の健康面を配慮して、平日1日、休日1日の週2回以上の部活休止日を各部ごとに設置する。  
ただし、公式戦前等は除く。
- ◇ 夏期休業中、8月中旬の学校閉鎖日を含み、1週間程度の部活停止期間を設ける。
- ◇ 職員会議、研修会、宿泊を伴う行事の翌日、校外学習、入学式・卒業式前日午後および当日は原則として活動しない。
- ◇ 始業式、終業式（修了式）の日は原則活動しない。
- ◇ 長期休業中の活動は、練習日を原則として1ヶ月前に生徒、保護者へ連絡することが望ましい。
- ◇ 雨天時の校舎内（廊下・階段等）での使用については認めない。なお、ミーティング等で教室（部室）を使用する場合は、顧問の直接指導のもとで行う。
- ◇ 部活動通信、1ヶ月のスケジュール等を生徒に配布する場合は管理職にも配布する。